

米子市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定委員会事務局
米子市福祉保健部 長寿社会課
課長 足立 泰司 様

(提 出 者)
氏 名
米子市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定委員会
委員 手嶋 恒久

令和3年度 第1回 米子市高齢者保健福祉計画及び

介護保険事業計画策定委員会での協議要望事項

1. 【 介護保険の第1号被保険者の保険料額の中で住民税非課税者が関連する、
所得段階の第1段階から第6段階までの被保険者に関連する事項 】
 - ① 米子市の介護保険の被保険者の中の第1号被保険者の中で住民税非課税者が関連する、
所得段階の区分が、第1段階から第6段階までの被保険者の人数を、
平成12年度（2000年度）、平成22年度（2010年度）、令和2年度（2020年度）
の各年度毎の人数を教えてください、
その人数は、第1号被保険者の全体の中で占める割合は、どの程度の割合になるのかも
教えてください。
 - ② 米子市は、近隣の市町村と比較して、
上記の割合は、多いのか少ないかを教えてください。

2. 【 生活困窮者予防に、介護保険認定時のチェックリストを活用し
早期に成年後見人を斡旋する 】

高齢者の独居世帯や高齢者夫婦だけの社会的に孤立しやすく、
また、犯罪被害を受けやすく、生活が困窮しやすく、
今後、世帯数が増加すると予想される世帯に対して、
介護保険の認定時のチェックリストの結果を活用し、その結果を精査し、
世帯構成員の少ない世帯が、上記の生活困窮の状態になる以前に、未然に防ぐ施策の1つ
として、早期段階から成年後見人の斡旋を実践し、
上記の世帯構成員だけで、生活上の諸問題を解決出来ずに、重篤な生活困窮な状況に
なってから、本人や周囲の人達が申告するのでは無く、過去に困窮の状態に陥った人達の
情報を参考にして分析し、そのような状態になる前に、素早く手を差し伸べて、

本人も周囲の人達に容易に修復出来る時点での少ない時間で、素早く問題の対処をして予防に努める。

3. 【 策定委員の公募による委員の応募基準と選定方法について 】

私が、令和2年11月20日に提出した要望事項の中に、米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員の公募による委員の応募基準を尋ねた項目がありますが、

長寿社会課からの令和2年12月2日長起第2321号-1中の質問1(2)の策定委員の公募による委員の応募基準への回答では、

・応募基準として

策定委員としての業務の趣旨を理解し、高齢者施策の資するご意見を出来る限り多くの方々から取り入れるため、過去に(策定委員の)経験のない方が望ましく、また、女性(策定)委員の登用を推進しているという記述がありますが、

令和3年2月に、令和3年度 米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員に初めて、公募による委員に応募された、米子市在住の人で、応募基準を満たしているのに、採用されなくて、不採用になった人もおられる。

また、公募による委員の策定委員の締切り後に、策定委員の人数が欠員の為に、米子市役所の長寿社会課が委員の欠員を補填する為に、長寿社会課からの推薦によって策定委員に従事している人がいるという状況下で、公募による策定委員の公募基準に合致しても不採用となったり、策定委員に自分から応募しなくても、市役所からの推薦で策定委員に採用される状況の理由を説明してもらいたい。

4. 【 策定委員の在籍年数について 】

私が、令和2年11月20日に策定委員会に提出した要望事項の中に、米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員の過去の委員在籍年数の制限はあるのかと、尋ねた項目がありますが、

長寿社会課からの令和2年12月2日
長起第2321号-1中の質問1(2)の回答では、

米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業者計画策定委員の

同一者の過去の策定委員在籍年数の制限はない
との回答があったが、

上記 3.の項目に記載されているように、
策定委員としての業務の趣旨を理解し、
高齢者施策の資するご意見を出来る限り多くの方々から取り入れるため、
過去に(策定委員の)経験のない方が望ましく、
また、女性委員の登用を推進している
という基準がありますが、

専門性のある委員でも、公募による委員にしても、同一委員が、長期間委員に在籍し、
特定の意見だけを発言される事は、上記の趣旨に反し、多くの米子市民の民意とは違いが
生じて来る事が危惧されるのではないのかと考えるが、教えて欲しい。

5.【 公募による策定委員の1名減員の理由 】

令和3年度の公募枠の策定委員の人数が、前期の平成31年度の公募による策定委員枠の
5名から1名の 減員 になって 4名 になった理由を教えてください。

6.【 一般的な高齢者や介護保険利用者の意見を反映させる為の集会の開催について 】

- ① この集会の策定委員の様に、決められた2年間の任期や
平日の午後に1時間半程度の専門性のある会議を
1年間に数回の出席要請がある
のでは無くて、
 - ・ 専門知識も不用な集会の討議内容として、
65歳以上の高齢者や介護保険の要介護3以上の利用者を対象者として、
1年間に数回程度の集会を開催して、その数回の集会の開催日時の中から
ご自分が出席出来る日時に参加して頂き
上記の対象者の中から不特定の方々に直接の意見を直接聞く集会を
開催する事を協議する機会を検討出来ないのかを、教えてください。

- ② また、この上記の集会の出席者は、今までの様に、
上記の選考基準を満たす方々の中で、ご自分から自発的に

出席される方々を選定する方式では無く、

事前に市役所が高齢者問題や介護保険の多種多様のご意見を聞く為に、一般市民全体を対象にして、無作為に抽出した人々に連絡をとり、出席を依頼する方式を検討して、その方式により集会の開催を実施してもらいたい。

7.【 ヤングケアラーの現状把握と救済について 】

- ① 18歳未満の本来なら大人が実施しなければならない、身内の介護や世話、家事も若者が実施していて、若者自身の通学や学業や心身に支障が生じている方々を言う、

近年の我が国の調査結果では、学校の1クラス中に約1～2名が存在するという、この「 ヤングケアラー 」の現状や人数を、過去、または現在、米子市役所は、把握されているのかを教えてください。

- ② ヤングケアラー問題の救済についてであるが、問題となる事項は、自分の身内の他人には、知られたく無い問題であり、その事が、簡単には解決する事の出来ない事であるから、なかなか親しい人々にも簡単には話せないし、自分の身内の事も考えると、自分自身の素性をさらけ出しての相談も容易には出来ない、

そして、複雑な問題でもある事から、どこの機関へ行き相談して、どのように関連させて問題を解決すれば良いのかも、わからない。

相談を受ける人々も、相談に来られても、自分達の相談機関の一箇所だけの相談箇所では簡単には問題を解決出来ない、

そして、問題を誰が中心になって、責任を持って受け止めて解決の方向へ導くのか、

また、多数の専門職の人々に集まってもらっても、報酬が支払える制度がなければ、問題を解決するまでには達し無いし医療や介護の関係だけでは無く、教育の場や不登校や若者の引きこもりや福祉の関係も取り込まなくては、解決には難しく、専門性の知識がないと到底解決できない。

今、現在、自分達だけでは解決出来ない大問題を、5年も10年も先に新しく総合的な組織の機関を立ち上げてから、それから、その機関で解決します、という事では無く、困窮する人に対して即応性のある対応を教育と医療と介護の現場に幅広く関係のある、市役所は、

こういう状況に置かれた、放置すればするほど救済しづらく成って行く若者達の負の連鎖を断ち切る施策を、過去に実施されたのか、無いのなら、早急に、どのように対処されるのかを検討されているのかを、教えてください。

※ 上記事項の回答を、令和3年6月1日（火）までに文章で送付をお願いします。

※ 回答文章を、令和3年6月3日（木）の
令和3年度 第1回米子市高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会で
各委員への配布をお願いします。